

委員長 きょうは傍聴の方はいらっしゃいませんね。

## 開 会

委員長 それでは、ただいまから平成17年11月の定例教育委員会会議を開催いたします。

## 会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を八田委員にお願いいたします。  
よろしく申し上げます。

## 議案の提出

委員長 日程に従いまして議事を進行させていただきます。  
本日の議題は、報告議案1件、議案3件、報告等1件となっております。

## 報告第3号

委員長 初めに、報告第3号「臨時代理による処分の報告について」を議題とします。  
ご説明をお願いいたします。

市立高校担当室長 よろしく申し上げます。

報告第3号「臨時代理による処分の報告について」ご説明いたします。

平成17年度末及び平成18年度松戸市立高等学校教員人事異動方針の制定について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により臨時代理による処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

教育長による臨時代理による処分につきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第7号で、「校長、教員その他教育関係職員の人事の一般方針を定めること」とございます。

臨時代理をした理由でございますが、千葉県教育委員会と共同で実施する市立高等学校教員の人事異動について、千葉県教育委員会の方針に準じて、本市教育委員会の方針を定める必要があり、千葉県教育委員会会議での決定後、教員の異動希望個人票を提出するまでの期

間に余裕がなく、教育委員会会議を開催するいとまがございませんでしたので、臨時代理による処分を行ったものでございます。

それでは、平成17年度末及び平成18年度松戸市立高等学校人事異動方針の主な改正点につきましてご説明いたします。

3ページをお開きください。

すべて県の改正内容に準じて改正してございます。

下線部分が改正された内容でございます。旧欄の上から4行目、「本市教育の振興を図り教員組織の充実強化を期するため」についてを、「学校組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、市民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりを推進することにより、本市教育の振興を図るため」に改正し、また第1一般方針4では、「教員組織の充実刷新を図るため」が、「学校組織の充実刷新を図るため」に改正されております。

今回の改正点につきましては学校組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に推進する方針を受けたものであり、市立高校と県立高校を同じ方針で進めるため、すべて県の改正内容に準じて改正してございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

報告第3号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これから質疑及び討論に入りたいと思います。

何かご質問あるいはご意見はございませんか。

3ページの今お読みいただいた部分ですが、実質的な改正はそんなになく、理由づけをしたということですね。

市立高校担当室長 はい。

委員長 というご理解でよろしいかと思えます。

瀧田委員 質問ですが、この改正につきましては妥当だと思えますので、何ら問題はないと思いますが、「本市教育委員会の方針を定める必要があるが」ということですが、市立高校の人事異動の方針というのが書いてあるんですけども、その中で特に松戸市独特の項目とか、特徴ある事柄というのは掲げてありますか。それとも県の教育委員会の方針にほとんど同じということでしょうか。ちょっとご説明いただけませんか。

市立高校担当室長 市立高校の教員につきましては、本来の身分は県にございます。県の方から派遣というわけではないんですが、一たん退職しまして松戸市でまた採用されるわけです。

が、そういった関係で、公立高校全体として市立高校も含めた中で県の方で人事異動をやり  
ますので、まったく県の方針に沿ってつくってあります。

瀧田委員 ほとんどそういうことですね。

市立高校担当室長 はい。

瀧田委員 わかりました。それで、この度の改正も、県の方でもそのように変えたということ  
なんですね。

市立高校担当室長 はい。

瀧田委員 それに準じてということですね。

市立高校担当室長 はい。

瀧田委員 わかりました。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

根守委員 適正配置についてのことなんですが、小、中、高、盲聾養護の「交流及び兼務を含  
めた適正配置に努める」と。今までもそういうふうにやっていたんでしょうか。

市立高校担当室長 昨年辺りから盛んにやっているような状況でございます。

根守委員 交流を……

市立高校担当室長 はい。交流に努めております。

委員長 この実数というのは、何かデータはありますか。

市立高校担当室長 資料はございません。

委員長 そうですか。つまり、そういう交流をすることが、さっきの改正した条文にあるよう  
に、本市の教育の振興に役立つという視点なんですね。

市立高校担当室長 はい。

委員長 そういう目的があるわけですね。ですから、そういう実数がもしわかればと思ったん  
ですが、その資料はお持ちではない。そういうご質問の趣旨ですね。

根守委員 はい。

委員長 どうですか。

もし資料がなければ後日でも……

市立高校担当室長 では、すみませんが後日提出したいと思います。

委員長 はい。

教育長 一般的な人事異動の傾向というのは、毎年行われているんだからわかるところでしょ  
う。

学校教育担当部長 特に中高などで交流がだんだん盛んになっていまして、1つは、推測が入るんですが、教員の年齢構成のバランスがだんだん小学校から若返り始めてきまして、高等学校がピークになります。そういう県全体の動向を踏まえて人事を、特に中高で適正なバランスを保とうとしているように聞いています。

ただ、大量の数が中学校、高等学校の間で行っているわけではございません。推測なんです、東葛で5人ぐらいではないかと推測いたします。ただ、私どものように市立高校を持っていますと、市立高校との間で随時五、六人程度行っております。そちらの比率はどのくらい行っているかちょっとわかりませんが、県全体では少なくとも2けたは高等学校の方に行っているのではないかと思います。

また、県の基本が変わりまして、義務教育と高等学校の人事関係がだんだん一緒になる方向にございますので、さらに盛んになってくる傾向があると思います。本市においてもそういうことに対応するような意味で、学校種を越えた交流を各学校でも指導してほしい、あるいは指導してくださいと言った方が、今後の展開としては感覚的にいいのではないだろうか、そのような認識でございます。

教育長 市立高等学校の人事に関しては、最長で25年とか、市立松戸高等学校で定年までを迎えるという、そういう先生も極端に言うところございました。10年以上なんていうのがもうたくさんいた、2けたの数でございました。長いのが悪いということではありませんが、やはり人事がどうしても停滞して、組織の活性化を阻むという傾向があります。

大体10年を悉皆にしようという、県教育委員会そのものが決めたのがまだ最近の話です。それまでは13年ぐらいを目安に、その前は教員の希望を尊重するというような立場から、定年者がたくさんいたためにやや活力を失うと言ってしまうと語弊がありますが、そういう傾向にありました。5年前に、新しい校長のもとで永年勤務者を積極的に異動させて、新しい血を導入して成果を図ろうではないかと、2年、3年がかりぐらいでかなり大胆な異動を展開しました。

今は、永年勤務者というのは、毎年人事異動によって交替していくようなルールが確立されてきました。ただし学校経営上、校長がこの教員は今この学校に必要だと、それから生徒指導担当というんな理由はありますけれども、もうあと2年ぐらいこの学校の生徒指導体制を確立するためには必要だと 例えの話です。そういう経営方針に基づいて残留を願うということは当然あり得るわけで、機械的に何でもかんでも定年は悉皆異動だということはない。適宜そういう配慮もしながら人事異動を行っているという、そういう状況でありま

す。

委員長 はい。

市立高校担当室長 すみません。

教育長 教員はどのくらいになるのか。

市立高校担当室長 交流の関係ですけれども、わかっている範囲ですが、市内の中学校から5名ほど市立高校の方に先生が上がっています。あと、県内からの方はちょっと把握しておりませんので、すみません。

委員長 はい。それはことしの数ですか、昨年ですか。

市立高校担当室長 いえ、実績です。今年度ですね。

委員長 今年度。

市立高校担当室長 はい。

教育長 今年度一気に送り込んだわけではございません。段階的に交流を図ってきたわけで、特に国際人文などはその典型であろうかと思えます。駅伝競走でも県下で5位になったという大変な実績を残している部活の顧問も中学から派遣している。やはりそれは市立高校であるがゆえに、松戸市立高校の特色ある学校づくりに貢献するために、中学校の教師との交流というのはやはり意義のあることだし、これからも配慮していかなければならないことかなというふうに思います。

生徒指導というのは中学の先生の方がうまいんですね、恐らく。なれている。高校に行くと、もう高校というのは生徒指導なんかをする場所ではないという。今はしなければだめなんだけれども、昔、まだ高校へ行くのがまさに選抜そのものだという時代には、生徒指導など高校ではやらないというのが常識でありました。時代の変化とその他もろもろの要因から生徒指導は重要な教育活動の一つであります。

学務課長 すみません。補足でよろしいでしょうか。

委員長 はい、お願いします。

学務課長 先ほど根守委員さんの方から、小、中、高、養護学校の「交流及び兼務を含めた適正配置」というところでご質問があったかと思うんですが、以前は兼務ということは教員の場合、制度的にはございませんでした。でもここ数年、兼務発令と言いまして、例えば中学校の教員が小学校の方も兼務するとかというふうな、学校種間の兼務というような制度ができております。この趣旨は、例えば中学校の教員の専門性を小学校の方の教科指導に生かすとかというふうな、そういう意味合いも含めた兼務発令というようなものが制度としてでき

てはおります。ただ、実数は松戸市の場合、小、中で兼務発令されている教員というのは、今年度はございません。

ただ、ここにもありますが、やはりそういうふうに教員の適正な配置ということで、能力を有効に活用するというような意味合いからさまざまなこういう改正が進んでいるということとは事実です。

よろしいでしょうか。

委員長 はい、わかりました。

普通、考えるのは当事者を考えるわけで、ここで意識しなければいけない当事者というのは、子供たちとその教師とそれから学校なんです。その3当事者、場合によってはもうちょっと関係する人は出てきますが、その人たちすべてにとっていいという方法は何かというのは大変難しいと思うんですね。でも、できるだけ最大公約数を目指してほしい。教員にとってもいいし、他の教員にとっても刺激になる、児童・生徒にとってもいい。そういう仕組みが、恐らく松戸市における教育の活性化、発展だというふうにつながっていくと思うんですね。そういう視点に立っていただきたいということです。

瀧田委員 もう1ついいですか。

委員長 はい、どうぞ。

瀧田委員 この人事異動方針というのをゆっくり、拝見しましたが、「女性教員の管理職への登用を積極的に」と書いてあるところがございますよね。

委員長 2ページ。

瀧田委員 2ページの上から4行目です。市立松戸高校で女性教員の割合とか、それから管理職の現在数というのを教えていただきたいのですが。

根守委員 市立だけですか。

瀧田委員 市立松戸高校だけです。

根守委員 県の全体ではなくて……。

瀧田委員 ええ、今のところ松戸高校の……

市立高校担当室長 市立高校の方には女性の管理職はおりません。

瀧田委員 いらっしゃらないんですね。

市立高校担当室長 はい。今、教員が62名いますが、そのうち女性は13人です。

瀧田委員 62名中……

市立高校担当室長 13人。

瀧田委員 そうですか。

市立高校担当室長 これは教頭、校長を含んでおります。

瀧田委員 はい。それで、管理職さんはまだいらっしゃらないということですね。

市立高校担当室長 はい。

瀧田委員 わかりました。

市立高校担当室長 県全体ですが、校長は145人おります。女性は3人ですね。

瀧田委員 それは校長先生ですね。

市立高校担当室長 3人。

瀧田委員 県全体でね。ありがとうございます。現実的にはまだ困難ですね。

市立高校担当室長 それから、教頭の方が175人おまして、女性が8人ですね。

瀧田委員 8名ね。はい、わかりました。管理職におなりになる方も徐々にふえていらっしゃるとは思いますけれども、どうぞ積極的に、全体に登用していただくようお願いします。

委員長 こういう基本方針に基づいて、すべてやっていこうということですからね。

ほかによろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これで質疑・討論を打ち切りたいと思います。

これより、報告第3号につき、原案どおり決定するという事に異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、報告第3号は原案どおり決定いたします。

#### 議案第56号

委員長 次に、議案第56号「松戸市指定文化財について」を議題とします。

ご説明願います。

社会教育課長 議案第56号「松戸市指定文化財について」。

松戸市文化財の保護に関する条例第4条の規定に基づき、別紙のとおり松戸市指定文化財に指定する。

提案理由、松戸市文化財審議会の答申に基づき松戸市指定文化財に指定するため。

次のページをごらんください。

松戸市文化財審議会会長よりの答申であります。読み上げさせていただきます。

松戸市指定文化財の指定について（答申）。

平成17年5月9日付け松教生社第63号の2をもって諮問のありました松戸市指定文化財の指定について、審議の結果、次のとおり決定したので答申します。

1 徳川昭武関係資料（購入・寄贈分）

（1）指定の適否 適当と認められる。

（2）指定の範囲 別添目録の通り。

（3）指定の理由 別紙「松戸市指定文化財指定調書」記載の通り。

次のページをごらんください。

松戸市指定文化財指定調書。

分類といたしまして、有形文化財。

名称、徳川昭武関係資料。

所在地、松戸市松戸714 - 1。

管理者住所、上記に同じであります。

管理者氏名、松戸市。

時代、19世紀後半から20世紀中葉にかけて。サイズ、別紙目録のとおり。材質、別紙目録のとおり。点数、4,039点。現状、保存状態はおおむね良好である。

次のページをごらんください。

指定の理由について。これも読み上げさせていただきます。

平成15年3月、松戸市は旧水戸藩主徳川昭武の子孫徳川文武氏より「徳川昭武関係資料」4,017点を購入するとともに同氏より同資料22点の寄贈を受けた。本資料は以下に述べる理由により本市にとって非常に貴重なものであり、文化財に指定し保存活用を図るべき対象であると思われる。

しかしながら既に「徳川昭武関係資料」9点が昭和55年7月21日松戸市文化財に指定されている。本資料は質、量ともに既指定資料を凌駕するものであるが、その性格は同一であるので追加指定とすることが妥当であると考えられる。

松戸市松戸714 - 1に所在する市施設、戸定が丘歴史公園は、明治17年（1884）建築の「戸定邸」を中心とした松戸徳川家邸宅跡に立地する。大名屋敷の系譜を引く貴重な建築物・景観として、現在「千葉県指定名勝」に指定されているが、これを建設し、居住した人物が徳川昭武である。

徳川昭武は幕末の政局・政治思想に影響力を有した水戸藩主徳川斉昭を父に、将軍として

幕府の終焉に立ち会う慶喜を兄に持ち、幼少の頃より将来を嘱望された存在であった。兄の名代として10代で派遣されたパリ万国博覧会への出席は、そのもっとも端的な例である。大政奉還により急遽帰国した直後にも、維新政府軍・旧幕府軍（榎本武揚軍）双方から指揮官として期待されている。その後は最後の水戸藩主に就き、また20代で再度渡仏・留学するなど、洋楽撮取に意欲的な、初期華族の若者として典型的な姿勢を示している。和洋折衷庭園の早い作例である戸定邸庭園も、如上の出自と嗜好が混在したものと言える。

水戸家当主禅譲に伴い戸定邸で隠居し、「麝香間伺候（明治天皇の相談相手）」、また多彩な趣味人としての生活を送った。とくに晩年、写真撮影に熱中した結果、現市内の風景・人物が多く記録されることとなり、松戸市にとって貴重な財産となっている。

以上のような経歴を反映し、本資料群は昭武・斉昭・慶喜を始めとする徳川一族の書画や調度品、パリ万博関係資料や金時計・ブロンズ像など各国元首クラスから贈られた記念の品々と留学中の記録、長年に亘る松戸徳川家の公用日記や多種多様な昭武の私日記、受領した書簡群、遺例がごく僅少な「薩摩切子」に象徴される精緻な美術工芸品の数々、そして100年前の戸定邸内外を撮影した写真などから構成されている。昭武および松戸徳川家、そして戸定が丘歴史公園および松戸市に直接関わる資料群として、他を以って代え難い希少性を有している。

次に、資料の目録であります。

目録の抜粋であります。購入分といたしまして工芸品目録446点、それから写真目録が2,540点、文書目録が1,031点、合計で4,017点。寄贈分につきましては、工芸品目録7点、写真目録が10点、文書目録が5点、合計22点。合わせまして4,039点になります。

以上であります。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第56号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

私の記憶では、きょうの議案はページ数がありませんのでページ数で言えませんが、議案第56号とある資料の3枚目、「松戸市指定文化財指定調書」とありますその下の方に、「指定の範囲」という項目で、平成15年3月一括購入及び受贈資料とあります。以前恐らくここでも議論をいたしました。この資料も拝見しました。それを文化財に指定するかどうかという諮問を文化財審議会に出していた、その結果がきょう届いてここで審議するということに

なるわけですね。

社会教育課長 はい、そうです。

委員長 従いまして、もう既に購入された、あるいは寄贈を受けていた目録ということになります。今読みました上に「文献」とあるのは、何を意味するんでしょう。

社会教育課長 これは参考文献の意味であります。

委員長 この調書を作成したときに参考にした文献ということですか。

社会教育課長 はい、そうです。

委員長 工芸品、写真、文書の3項目に分けた資料となっております。指定の理由等で何かご質問等がありましたらお願いします。

瀧田委員 これは15年3月に一括購入して、もう全部購入済みですね。

社会教育課長 はい。

瀧田委員 そうですね。それで、その前に9点がもう既に文化財になっていたということで、それに合わせて今度の4,039点も文化財に指定するということですが、文化財に指定していないものも今までありますか。

社会教育課長 どういう……

瀧田委員 購入したものは全部文化財に指定したという形なんですか。

社会教育課長 徳川関係の資料で、いただいたものあるいは購入したものについてはすべて指定になります。

瀧田委員 はい。それがさっきの理由の文章の特有性ということですね。

社会教育課長 はい。

瀧田委員 わかりました。ちょっと……

委員長 指定の理由説明にある、「本資料は質、量ともに既指定資料を凌駕するものであるが、その性格は同一であるので追加指定とする」というのが基本的な理由ですね。

瀧田委員 この前も申し上げたと思うんですけども、やはり私どもの目に触れるチャンスと、いうのを、はっきりした形でつくっていただきたいと思います。なかなか難しいでしょうけれども、ぜひそういうチャンスを積極的につくっていただいて、そしてこれからも、みんなの文化財であると認められながらなおかつ大事に保存していくという、その両サイドを上手にキープしていただきたいというふうに思います。余り大事にしまい過ぎて、あるのも知らなかったということがほとんどだと思んですが、その辺の兼ね合いがこれから難しくなるかなというふうに思います。

社会教育課長 その点につきましては、もう既に、戸定歴史館で常設展並びに通常展という形で年に4回 大体、通常展を2回、企画展を2回実施しているんですが、その中でこれは17年度ですが、「徳川昭武の歩んだ幕末明治」ということで本年4月16日から7月まで通常展で展示しております。それから、7月23日から9月25日にかけては、「徳川昭武の写した100年前のまつど」という展示会をしております。それから、本年10月8日から来年1月9日にかけて、「徳川昭武の歩んだ幕末・明治」、これは通常展の第二弾といたしましてただいま開催中であります。それから、来年2月4日から4月9日にかけて企画展といたしまして、「徳川慶喜東京写真紀行」という展覧会を予定しております。こういった場で市民の方々に公開をいたしております。

瀧田委員 この中には、私たちがもう目にしていたものも大分含まれているということですね。そういうことですね。

委員長 そういう理解でよろしいですね。

社会教育課長 戸定歴史館の学芸員が参っておりますので、その辺、専門的なところからご説明をさせていただきたいと思います。

瀧田委員 お願いします。

戸定歴史館学芸員 今ご指摘いただいたことに関してでございますが、戸定歴史館が開館いたしましたのは平成3年11月でございます。それ以来、特別展という形で、主に他の機関、他の所蔵者から資料をお借りして構成した展覧会を別といたしまして、これまで開館以来14年間にわたって開催してきました展覧会は、今回の平成15年3月に一括購入及び取得した資料を中心とした展示でございます。開館以来いろんな形で、もちろん当館の展覧会、それからさまざまな刊行物に紹介をされておまして、それはもう非常にたくさんの数、テレビ・マスコミ等を通じてでも紹介をさせていただいております。

最近の例で申し上げますと、館外への貸し出しの一例としましては、鹿児島県の県立博物館に相当する黎明館というところがございまして、そこで薩摩切子の展覧会が開催されました。これは国内に伝わっている薩摩切子、およそ全部で百数十点しかないものですが、借りられるものは可能な限り展示をする、その中の目玉のうちの1点として、今回取得をさせていただいた松戸徳川家の中にある薩摩切子が、これは新しくその薩摩切子だということが確認された資料ということで出ております。

それから、この資料の寄贈された工芸品の中に入っております金時計、懐中時計なんですが、これは東京都庭園美術館の「日本のジュエリー」という展覧会にやはり出品をされてお

ります。

それから、ここのリストには入っておりませんが、ほかに当館の購入した資料、これとはちょっと別なんですけど、その資料につきましては、今、徳島県の県立歴史博物館の方に出品をしております、こういったような形で市内の方、それから市外の方にも積極的にごらんいただきたいということでしております。

それから、例えば1000点以上ございます文書ですが、これは開館時からマイクロフィルムに撮影しまして目録を作成しておりますので、市民の方がご希望されればいつでも見ていただけるような、そういう体制整備をしております。

それから近年は、徳川昭武が撮りました100年前の写真、こういうものが市内の小学校、中学校の先生方にも情報が非常に行き渡ってまいりまして、学校の先生からぜひ地域の郷土学習に使いたいというご依頼もたくさんいただいております、これから松戸市を担っていく小、中学生の皆さん方にぜひ活用してもらいたいということで、そういう提供をしております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。将来、こういう資料がいずれ歴史の教科書に載るといいですね。松戸市が所蔵している資料である……と。

瀧田委員 文化財になっていると、貸し出したりしたときにある程度の重みというか、価値がやはりはっきりしてくるんでしょうか。文化財に指定になっているものとそうでないものとは違うんでしょうか。他市へ貸すとかそういう ちょっと俗っぽい質問でごめんなさい。

戸定歴史館学芸員 今まで、貸し出しあるいは借用、あるいはマスコミからの撮影依頼が来たときに、特定の市の指定の文化財であるがゆえにという理由ではなくて、やはり一番多いのは、徳川昭武がパリ万博に將軍の名代として参加をしている、そのときの資料としてぜひ借りたいというようなケースが非常に多いかと思えます。そういう意味で言うと、地域の資料というよりは日本国を代表しての資料という位置づけだとは思いますが、これが今度、市の文化財に指定していただいたことによりまして、送り出す方といたしましても、地元の方でもしっかりと大切にしておりますということにはなるかなと思えます。

瀧田委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 さらに国の重文指定でも受けられれば……。そういう可能性のあるものはありますか。

戸定歴史館学芸員 先ほど申しました薩摩切子、これはお酒を入れる瓶なんですけど、こういったもの、あるいは先ほど庭園美術館に貸し出したと申しあげました、徳川昭武がアンペール

という幕末のスイスの特命全権公使を務めた人物なのですが、その彼からもらった金時計、それから写真で申しますと、パリ万博に行くときにマルセイユに着いたときに、一行の23名で記念に撮っている写真がございます。こういったものは外部からの借用依頼が非常に多いんですね。

教科書を見ますと、徳川慶喜さんが馬にまたがったりフランスのナポレオン3世の軍服を着た写真があったりしますが、そのフランスと非常に連携を深めていた幕府の將軍の代わりとして、あたかもその分身というような位置づけで実際に行った人物、そしてその人たちということで言えば、そういう写真史のみならず、国際交流上も非常に重要な位置を占めると思いますので、こういったものは候補になるのではないかと個人的には思っております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

(発言する人なし)

委員長 それでは質疑・討論は、これをもちまして終結といたします。

これより議案第56号を採決いたします。

議案第56号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第56号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第57号

委員長 続きまして、議案第57号です。「松戸市文化会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

ご説明ください。

社会教育課長 議案第57号「松戸市文化会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」。

松戸市文化会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議案として12月定例市議会に別紙のとおり提出するよう市長に申し出るものとする。

提案理由、松戸文化会館の使用料のうち、全日利用料金をより適正な価格に改正するため

であります。

最後になりますが、新旧対照表をごらんください。

左側が現行で、右側が改正案であります。下線部分が改正箇所ではありますが、大変申し上げづらいんですが、前回6月の条例改正時に、従来、消費税について外税方式で計算しておりましたが、これを内税方式に改める際に、本体価格に消費税を掛け合わせまして10円未満を切り捨てということで計算をいたしました。その際に、すべて本体価格に税率を掛けて計算した結果、この利用区分に午前、午後、夜間、それから全日とありますが、基本的には全日一日中借りていただいた場合については、原則として、例えばホールにつきましては1割引き、それからほかの施設につきましても上回らないで、イコールかあるいはそれ以下ということが大原則であります。

前回の改正時にそのところの修正を怠りまして、例えば大ホールの楽屋を全日借りる場合に、2,100円と現行ではなっておりますが、これにつきまして午前、午後、夜間をそれぞれ加えますと2,090円になります。ですから、全日で借りた場合が10円高くなってしまいうということになってしまひまして、これを修正するために今回また改めて改正を提案させていただくものであります。

その表にあります下線部分、楽屋1、2、3、4、5、楽屋8、それから小ホールの楽屋1から5まで、それから中会議室、和室、リハーサル室、音楽練習室等につきましてそれぞれ10円訂正をさせていただくものでございます。

よろしく願いいたします。

委員長 議案第57号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑・討論に入りたいと思います。

いかがでしょうか。

大ホールの楽屋代1から10までの料金が違うのは楽屋の大きさが違うか、あるいは設備が違うというふうに考えていいんですね。

社会教育課長 はい。基本的には広さの違いです。

委員長 楽屋7というのが大きいんですね。

社会教育課長 はい。

委員長 ちなみに、これらの利用実績はどんなものですか。

社会教育課長 全日の利用の件数について申し上げます。16年度の実績で申し上げますと、大ホールの楽屋1から5につきましては355件の利用がありました。楽屋8につきましては51

件、それから小ホールにつきましては、楽屋1から5まで43件から49件それぞれ利用がありました。それから中会議室につきましては17件、和室が15件、リハーサル室22件、音楽練習室の1と2がそれぞれ7件、全体で全日の利用につきましては696件。今回訂正をお願いする部屋につきましてはの全日利用の件数は696件、16年度の実績であります。

ですから、これについて10円ですから、影響額といたしましては6,960円ということになるかと思えます。

委員長 わかりました。

特に支払い等で、例えば2,100円で計算したものが2,090円になるわけですが、これによって払い過ぎだから返さなければいけないという、そういう事例は現にあるんですか。

社会教育課長 6月に改正しました条例は平成18年4月1日から施行でありますので、今、改正をすれば実際の影響は避けられると思えます。

委員長 わかりました。ということだそうです。早く気がついてよかったですね。

他に何かございますか。

(発言する者なし)

委員長 質疑・討論等はないようですので、これをもちまして終結とさせていただきます。

これより議案第57号を採決いたします。

議案第57号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第57号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第58号

委員長 続きまして議案第58号「松戸市文化ホール条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

ご説明ください。

社会教育課長 議案第58号「松戸市文化ホール条例等の一部を改正する条例の制定について」。

松戸市文化ホール条例等の一部を改正する条例を議案として12月定例市議会に別紙のとおり提出するよう市長に申し出るものとする。

提案理由、文化ホールにおいて教育委員会が展覧会を開催する場合の観覧料の規定を設けるとともに、使用期間及び使用料等の改正を行うため。

5枚目になりますが、新旧対照表、松戸市文化ホール条例の一部を改正する条例第1条関係ということですが、現行の損害賠償の規定が第15条になっておりますが、これを第18条といたしまして、委任についての規定であります第18条を第19条に変更いたします。

次のページをごらんください。

それから別表についてですが、まず左側の現行に「市民ギャラリー等」とありますが、この使用料の規定について、現在100平米ごとに1時間単位で貸し出しをいたしておりますが、これにつきまして、各展示室ごとに1時間単位で貸し出すことに改めさせていただきます。

その理由といたしましては、現在、平米単位での貸し出しは行われておりません。各展示室ごとに貸し出しを行っているのが現状であります。

別表の右側です。市民ホール、300平米ありますが、これにつきましては1時間2,200円、ギャラリー1、ギャラリー2、ギャラリー3につきましてはそれぞれ1時間1,100円のように改めます。

それから備考欄についてですが、改正前の左側につきましては、(1)及び(2)につきましては展示室ごとに貸し出すこととなるため削除いたします。(3)、(4)、(5)を(1)、(2)、(3)といたします。改正前の(3)ですが、営利を目的として使用する場合等における使用料の割り増しについての規定ですが、適用する基準を明確にするために、右側の(1)ア、イのとおり、観覧料の額が1,200円未満の場合は10割加算、1,200円を超える場合は20割加算とすることに改めるものであります。

次のページをごらんください。

第7条、使用期間の限度についてであります。現行では、「引き続き5日を超えて使用することはできない。」とありますが、これを「6日」に改めるものであります。これにつきましても、現在ほとんど1週間単位で貸し出しを実際のところやっております。5日というのは1日余ってしまうわけで、現実的には6日で貸し出しをしておりますので、これを現在の状態に合わせるということで、6日に変えさせていただきます。

それから第8条第2項、「入館料は、無料とする。」これを削除いたします。これにつきましては、冒頭にありましたように、芸術・文化の更なる振興を目的といたしまして、観覧料等を徴収して展覧会を開催できるようにするため改正をいたすものであります。

その観覧料につきまして、改正案の右側の一番下の第17条を新たに設けました。第1項は、教育委員会が観覧料を徴収して展覧会を開催できることを明記しております。第2項で、観覧料の限度額について規定しております。限度額につきましては次のページをごらんくださ

い。右側の一番下の別表第2、一般が1,200円、高校生・大学生が600円、小学生・中学生が400円を限度額といたしております。

それから、その上の方になりますが、第3項、観覧しようとする者の観覧料の納入の義務について規定をいたしております。

それから第4項で、観覧料については原則として返還をしない旨の規定をいたしました。

別表第2につきましては、先ほどご説明したとおりであります。

その他、改正したことに基づきまして整合性を図るため、第15条から第17条にかけて順序を入れかえてあります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第58号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

松戸市文化ホールというのは場所と言うとどこですか。

社会教育課長 伊勢丹の隣にあります松戸ビルジグの4階でございます。

教育長 文化祭で、最後のお別れのごあいさつをしたところです。

委員長 この間文化祭で写真展を見た会場ですね。

先ほど市民ホールは300平米とおっしゃいました。ギャラリー1、2、3の広さはどのくらいあるんですか。

社会教育課長 申しわけございません、ちょっと聞き取れませんでした……。

委員長 この資料の別表のところですか。

社会教育課長 市民ホールは300平米で、ギャラリーの1、2、3はそれぞれ150平米、半分の広さです。

委員長 わかりました。従って料金も半額になっている。

社会教育課長 はい。

委員長 いかがでしょうか。質問はいかがですか。

最後の、条例の現行と改正案の比較表のところですが、現行の第8条第2項に「入館料は、無料とする。」とあり、改正案の方の第17条では「観覧料」と言っていますね。この言葉の違いは何ですか。

社会教育課長 入館料という定義がはっきりしないといいますが、入場料なのか、それとも文

文化ホールの敷地内に入るための料金なのか、その辺が これはかなり以前からの規定でありまして、ほかの社会教育施設では、入館料については特段規定していないんですけれども、文化ホールについてはこういう形で残っております。

それで、今回これを削除する契機となりましたのは、実は来年4月末から5月にかけて「日暮修一展」の開催を文化ホールで予定しております。それで、入館料をいただきまして開催をさせていただきたいと考えておりまして、文化ホールで観覧料を徴収して展覧会を開催することを明確にするために、今回「教育委員会が展覧会を開催するときは、観覧料を徴収することができる。」ということで、新たに第17条を制定するものであります。

委員長 そうすると、言葉の表現はともかく、実質としては同じと見ていい。特定の場所に行くか、ある施設全体に行くかをはっきりするために、言葉を分けたというふうな理解でいいんでしょうか。

社会教育課長 あそこの文化ホールにつきましてはいろんな施設がありまして、例えば国際交流協会あるいは社会福祉協議会の地区社会福祉協議会の事務所、それから生涯学習教育情報プラザといった施設がございまして、こういったところは当然無料の施設になりますから、入館料と言いますとそこに入る場合も入館料ということになってしまいますし、私どもが観覧料をいただくのは、この市民ホール、それからギャラリー1、2、3、ここで展覧会等を催す場合について観覧料を徴収するというものであります。

委員長 言葉の表現としてちょっと現代的な表現ではないなと思っただけなので、他意はありません。

社会教育課長 これは、博物館の条例に合わせてネーミングをさせていただきました。

委員長 さっきパリ博覧会の言葉が出たものですから、古いというイメージが浮かびました。

前のページのところで、損害賠償規定の一部改正の文言がありますね。現行第15条を削除し、第18条にそれを移したような表現になっていますが、これは同じ内容と見てよいですね。

社会教育課長 内容は同じであります。第15条の次に第16条、第17条と続きますので、この損害賠償につきましては、すべての場合が対象に含まれますので条例の最後の方にその規定を持ってくるのが通例という、法規の見解ですけれども、そういうことがありまして、今まではこの下に16条、17条とつきますので、その次に18条を持ってきたということであります。

委員長 普通ですと、こういう場合、条文全体を見ないと、何とも言えないものがあります。

従って、本当はここに条例を置いていただくが一番ありがたいんですが……。

社会教育課長 申しわけありません。

委員長 事務方は全部ご承知の上ということできょうは理解いたしますが、いかがでしょうか。

この条例を後で私に見せてください。条文の前後関係を見たいと思いますので。

社会教育課長 はい。

委員長 もし質疑・ご意見等がございましたら、議案第58号につきましては質疑・討論を打ち切りたいと思います。

これで終結とさせていただきます。

議案第58号を採決いたします。

議案第58号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第58号は原案どおり決定いたしました。

本日の議案としては以上です。

#### 報告等

委員長 次は、報告等です。

「小中学校各種音楽コンクール受賞記念演奏発表会について」をお願いいたします。

指導課長 「小中学校各種音楽コンクール受賞記念演奏発表会」について報告させていただきます。

資料の2枚目にありますように、今年度も各種音楽コンクールにおいて市内の小学校、中学校が優秀な成績をおさめることができましたので、全国大会及び関東大会に出場した学校の演奏を広く保護者、それから市民の方々に聞いていただく機会を持とうということで、「小中学校各種音楽コンクール受賞記念演奏発表会」を開催することにいたしました。

期日は11月27日、会場は森のホールになります。

出場学校ですけれども、合唱の部として北部小学校、牧野原小学校、第一中学校、第四中学校、六実中学校であります。

吹奏楽関係では第四中学校、和名ヶ谷中学校、第六中学校であります。

以上であります。委員の皆様にも改めてご案内させていただきますので、出演する子供たちを励ましていただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

これについて何かありますか。よろしいですか。

瀧田委員 とてもうれしく思います。成績がすばらしかったというのもありますけれども、やはり市民が大勢でそのことを認めてお祝いの気持ちで聞くことができるのは、大変うれしいことだと思っています。

それで、森のホールですから大勢入ると。「どなたでも入場は無料です」と書いてありますけれども、この「どなたでも」というのは、例えばこういうものがあるけれども行きましようよみたいなお誘いをしてもいいということなんですか。それとも、やはりある程度、数を区切るんでしょうか。

指導課長 いえ、子供たちの保護者だけではなくて市民の方も考えておりますので、どなたでも結構です。

私どもの方も、小中学校だけではなくて、P連やそれから駅等にもチラシを置かせていただいて、広く市民の方にこういうことがあるということでPRさせてもらっています。

瀧田委員 私もできたら、口で言うのもあれなんですけれども忘れてしまうので、こういうのを少しコピーさせていただいてもいいのかしら、それともコピーはだめなのかしらとも思います。

指導課長 いえ、たくさんチラシをつくっておりますのでよろしければ、よろしく願いいたします。

瀧田委員 ありがとうございます。では少しいただけてまいります。

教育長 ただし先着1,900名様に限ります。

瀧田委員 1,900名、先着ね。わかりました。立ち見ができるほどになるといいですね。

教育長 いや、危ないですよ。

指導課長 立ち見は会場の関係でいけないそうなので、もしたくさんの方になったら、学校の関係で入れかえとかもお願いしようかなとは考えてはおります。

瀧田委員 申し込み制ではないですね。

指導課長 いや、もう自由に来ていただいた方からということで考えております。

教育長 去年、瞬間風速で立ち見が出たような記憶があるんですよ。

瀧田委員 思いのほか、聞きたいと思う方がいらっしゃるんですよ。

教育長 私、牧野原小学校の記念祝賀会のときに体育館に、お年寄りも結構いましたから、きっと保護者だけではないでしょう。地域の住民の方が400人ぐらい来ていました。

瀧田委員 1校のあれでね、牧野原だけで。そうですか。

教育長 あいさつのときにリップサービスをやってしまったものですから、あそこだけで400人来てしまったらどうでしょう。

それはそれで、どうぞ。

瀧田委員 ちょっと話がずれますが、私、去年、人権の会で北部小学校の生徒さんに出演していただいて歌っていただいたんですよね。そうしたら、最後の感想で、私たちは子供の声をそのまま聞くチャンスというのはなかなかないので本当に素晴らしい、感動したわとおっしゃっていたので、やはりそういうチャンスというのは、別に縁故関係でなくても望んでいる人が多いものですから、余り宣伝し過ぎてオーバーになってしまうとごたごたなりますから、ほどほどに行っていただくようにしたいと思います。

教育長 少なくとも、八ヶ崎小学校の体育研究会に来られた皆さんはぜひどうぞ。知・徳・体といいですか。

瀧田委員 そうですか。ありがとうございます。

委員長 これは松戸市の広報にももちろん載るんでしょうね。

指導課長 はい。

委員長 広報を見ている人は多いんです。

八田委員 私は校医になっていますから、この子供さんがたののどをいつも見ていたものから、非常に興味があってぜひ聞きに行きたいと思っています。

委員長 そうですね。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

その他

委員長 その他に移ります。

次回の教育委員会会議の日程について、事務局にお考えはありますか。

企画管理室長 平成17年12月定例会でございますけれども、12月につきましては、定例市議会が開催される予定でございます。従いまして、変則となって恐縮ではございますけれども、12月20日火曜日午後3時から、こちら5階会議室で開催してはいかがでしょうか。

委員長 先生方、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 よろしゅうございますか。

それでは確認いたします。次回の教育委員会会議は、12月20日火曜日午後3時から、教育委員会の建物の5階会議室にて開催いたします。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成17年11月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時15分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員